

## 令和5年度 川棚町中山間地域等直接支払交付金実施状況

### 1 集落協定の概要

集落名	計画認定年度	活動終了年度	交付金の交付年数
川棚町広域集落	令和2年度	令和6年度	5年

### 2 協定農用地の基準別の面積及び交付額

地目	傾斜区分	面積(m <sup>2</sup> )	交付額(円)
田	急傾斜	861,835	18,098,535
	小計	861,835	18,098,535
畑	急傾斜	75,817	871,895
	緩傾斜	485	1,697
	小計	76,302	873,592
小計		938,137	18,972,127
加算			
超急傾斜農地保全管理加算		453,972	2,723,832
集落機能強化加算		938,137	1,352,534
生産性向上加算		938,137	2,000,000
合計		938,137	25,048,493

### 3 協定締結数及び各集落等への交付額

#### (1) 協定締結数

集落協定	1	個別協定	0	合計	1
------	---	------	---	----	---

#### (2) 各集落等への交付額

集落名	対象農用地面積(m <sup>2</sup> )	交付金額(円)
川棚町広域集落	938,137	25,048,493

### 4 農業生産活動等の実施状況

#### (1) 農用地に関する事項

- 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
- 既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
- 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う。
- 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。

○協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして町長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。

(2) 水路・農道等の管理方法

- 水路清掃、草刈りを行う。
- 農道の簡易補修・草刈りを行う。

(3) 多面的機能を増進する活動

- 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
- 景観作物を作付ける。
- 魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
- 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。

5 農業生産活動等の体制整備の実施状況

- 集落から町に提出された集落戦略に指導助言を実施中。